

平成 24 年 3 月 2 日

退職給付（ステップ 1） 適用時期の検討

第 237 回委員会（平成 24 年 2 月 2 日）及び第 71 回退職給付専門委員会（平成 24 年 1 月 30 日）において適用時期を検討し、未認識項目の負債計上と注記の拡充については、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 26 年 3 月末）から強制適用する方向性で審議を行った。

一方、退職給付債務及び勤務費用の計算方法に係る適用時期については、委員会及び専門委員会の意見を踏まえ、下記のとおり検討している。

1. 強制適用

公開草案	第 237 回委員会	検討の方向性
平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 24 年 6 月第 1 四半期）から。	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 26 年 6 月第 1 四半期）から。	a 案：平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 26 年 6 月第 1 四半期）から。 b 案：平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 26 年 6 月第 1 四半期）から。ただし、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 27 年 6 月第 1 四半期）からも認める。 c 案：平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 27 年 6 月第 1 四半期）から。

（考え方）

- ✓ a 案は、公開草案に対するコメントで、給付算定式基準への対応や割引率の見直しへの対応に相当の準備期間を要するため、1 年程度延期すべきという意見が多く寄せられたことや現在の審議状況も踏まえ、公開草案の適用時期よりも 2 年延期するというものである（公開草案の公表時から起算して 4 年後に適用することとなる。）。
- ✓ これに対して、実務上の対応が難しい会社も出てくる可能性があるという意見を踏まえ、実務対応の準備期間を一律に十分確保する観点から、強制適用の時期を a 案より

もさらに１年遅らせるのがc案である。

- ✓ しかし、c案の場合、早期適用の期間が長くなる点で、比較可能性の観点から好ましくないという意見がある。
- ✓ 比較可能性の観点から早期適用の期間を限定しつつ、実務上の対応が難しい会社への配慮として、所定の注記をすることを条件に、a案よりもさらに１年遅れて適用することも認めるのがb案である。所定の注記とは、次の内容が考えられる。
 - 四半期（平成26年6月第1四半期）においては、退職給付債務等に係る新たな定めを適用していない旨及びその理由
 - 年度末（平成27年3月期）においては、退職給付債務等に係る新たな定めを適用していない旨、その理由及び翌期首に適用する退職給付債務等に係る定めに基づく退職給付債務の金額
- ✓ 現行の会計基準が導入されたときと同様に¹、退職給付債務及び勤務費用の計算方法に係る強制適用の時期についてはb案でどうか。

２．早期適用

公開草案	第237回委員会	検討の方向性
平成24年3月31日以前に開始する事業年度の期首から。	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。	①案：平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。 ②案：平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。さらに、平成25年3月31日から平成26年3月30日までに終了する事業年度の年度末から適用することを妨げない。 ③案：平成26(c案であれば27)年3月31日以前に開始する事業年度の期首から。

（考え方）

¹ 現行の「退職給付に係る会計基準」では、企業年金に関する数理計算実施上の関係者の環境整備の状況から、平成12年4月1日以後開始される事業年度から直ちに当該基準に基づく会計処理を適用することが困難であると認められる会社については、平成12年4月1日以後開始される事業年度において、当該基準に基づく退職給付債務及びその内訳等主要な事項について注記を行うことを条件に、平成13年4月1日以後開始される事業年度から適用できることとされていた。具体的な注記事項は財務諸表等規則及び連結財務諸表規則で規定された。

- ✓ ①案は、最終基準の公表後、関係各方面における準備期間を一定程度確保する観点と、実務上の混乱を避けるために、早期適用の開始時点を平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 25 年 6 月第 1 四半期）とするものである（なお、強制適用が a 案か b 案であれば早期適用は 1 期間、c 案であれば 2 期間となる。）。
- ✓ 一方、早期適用の開始時点を平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 25 年 6 月第 1 四半期）としつつ、平成 25 年 3 月期末からの早期適用も妨げるべきではないという意見を踏まえ、一定期間の間に終了する事業年度の年度末からの適用も妨げないものとするのが②案である（なお、強制適用が a 案か b 案であれば早期適用は 2 期間、c 案であれば 3 期間となる。）²。
- ✓ ②案で平成 25 年 3 月期末から早期適用する場合、四半期財務諸表に基準が適用されていないものの、年度末の財務諸表においては、年度の期首に遡及して基準を適用することを想定している。また、翌年度の四半期財務諸表の比較情報には、遡及して適用することを想定している。
- ✓ 退職給付債務及び勤務費用の計算方法は当期純利益に影響を与えることから、公開草案では期首から適用することを提案している。年度末からの適用は、四半期との首尾一貫性の観点から好ましくないという意見がある。また、退職給付債務及び勤務費用は期首時点で予測計算を行い、期首に算定した年間の退職給付費用を期間按分して四半期財務諸表に計上するため、年度末からの早期適用は実務上のメリットも大きくはないと考えられる。
- ✓ 基準公表後であれば、早期適用を妨げないという観点から、公開草案における提案と同様の建付けとするのが③案である。早期適用が可能となる時期は、最終基準の公表時点によることとなるが、直ちに適用する場合に実務上の混乱が生じるおそれが懸念される。
- ✓ 以上を踏まえると、退職給付債務及び勤務費用の計算方法に係る早期適用の時期については①案でどうか。

以 上

² 「固定資産の減損に係る会計基準」は、強制適用が平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、早期適用が平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からとされ、さらに平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度についても適用することを妨げないものとされていた。